

総会

配布：一般

2011年7月19日

原文：英語

人権理事会

第17会期

議事日程議題1

組織上および手続上の事項

人権理事会により採択された決定*

17/119 普遍的定期審査に関する人権理事会決議 16/21 のフォローアップ

2011年6月17日の、人権理事会の第35回会合において、同理事会は以下の文章を採択することを決定した。

I. 普遍的定期審査に関する作業部会における審査のための順序

1. 再検討の第一サイクルのための確立された審査の順序（添付文書 I を見よ）は、第二およびその後のサイクルのために維持されるものとし、そしてそれによって 14 か国が作業部会の各会期の間に再検討される。

II. 普遍的定期審査の下での情報の準備のための一般的な指針

2. 制度構築パッケージを含んでいる、2006年3月15日の総会決議 60/251 および 2007年6月18日の人権理事会決議 5/1 の普遍的定期審査に関する関連規定および人権理事会の活動と機能

* 人権理事会により採択された決議および決定は、人権理事会第 17 会期に関する理事会報告書 (A/HRC/17/2) 第 I 章に含まれる。

についての再検討の成果文書を含んでいる、2011年3月25日の決議16/21を再確認し、

再検討の第二およびその後のサイクルは、特に、受け入れられた勧告の実施および被審査国における人権状況の発展に、焦点を絞るべきであることを強調し、

理事会は、以下の一般的指針を採択する。

A. 普遍的定期審査の下で提供された情報の準備後の方法論と幅広い協議過程の記述。

B. 審査対象国の背後事情における以前の審査以来の進展および人権の促進と保護のための枠組、とりわけ規範的且つ制度上の枠組、すなわち憲法、法令、政策措置、国内の司法制度、国内人権機関および決議5/1の添付文書第I節Aの「審査の基礎」において特定された国際的な義務の範囲を含む人権の社会資本。

C. 現場における人権の促進および保護、すなわち決議5/1の添付文書第I節Aの「審査の基礎」において特定された国際的な人権義務の履行、国内法令および自発的公約、国内人権委員会活動、人権についての市民意識、人権手続との協力など。

D. 以前の審査に対するフォローアップについての関係国家による発表。

E. 受諾された勧告の履行および当該国における人権状況の進展に関する業績、最善の慣行、課題および制約の特定。

F. 関係国がこれらの課題や制約を克服するために遂行してきたまた遂行することを意図しそして現場での人権状況を改善する主要な国内の優先事項、自発的活動および公約。

G. 能力構築そして、もしあるならば、技術的援助および受領した支援に対する要請に関する関係国の期待。

III. 普遍的定期審査に関する作業部会における審査時間

3. 作業部会における各国に対する審査時間は、既存の資源の範囲内且つ追加の作業量なしにするために、3時間30分に拡大されるものとし、その間に審査対象国は2008年4月9日の議長声明 PRST/8/1 に従って、最初の発表、回答および結びの言葉のために用いられる上限70分が与えられるものとする。

4. 作業部会中の時間の配分は、添付資料Ⅱに従うものとする。

IV. 普遍的定期審査に関する作業部会における発言者一覧表

5. 加盟国には3分間の発言時間をそしてオブザーバー国には2分を許すという、確立された手続は、全ての発言者が加盟国およびオブザーバー国が利用可能な3時間30分以内に収まる場合に適用し続けることとする。

6. 加盟国に3分間の発言時間をまたオブザーバー国に2分間を基礎に、全ての発言者を3時間30分以内に収めることが不可能な場合には、発言時間は全ての者に対して2分に削減されることとする。

7. 全ての発言者を、まだ収めることができない場合には、発言時間は、全ての発言者が発言できるように全ての登録された代表団の中で分けられることとする。

8. 発言者一覧表を作成するための措置

(a) 発言者一覧表は、作業部会の会期の始まる前の週の月曜日の午前10時に公開しそして4日の間公開されたままとする。それは木曜日の午後6時に閉じられる。登録受付所は、パレ・デ・ナシオンに設けられる。正確な場所は、事務局により全ての常駐使節団に通知される。

(b) 発言時間に関わりなく、全ての事例において、発言者一覧表に登録された代表団は、英語の国名のアルファベット順で並べられる。会期が始まる前の金曜日の朝に、議長団の出席のもと、議長は、一覧表の最初の発言者をくじにより引く。発言者一覧表は、引かれた国の先に続く。金曜日の午後、全ての代表団は、発言順と代表団に利用可能な発言時間について通知される。

(c) 審査中の発言時間の制限は、厳格に実施される。発言時間を超えた発言者は、マイクが切

断されることになる。発言者は、それ故自らの発言の最初に非常に重要な部分を伝えるよう希望して差し支えない。

(d) 全ての発言者は、発言者間の二者の取極に基づいて発言者一覧表の場所を交換する可能性を保持する。

V. 自発的基金

9. 事務局は、普遍的定期審査への参加のための自発的基金の申込み条件を改正することおよび基金の運用並びにそれが利用可能な資源について、第 18 会期から始まる、人権理事会に書面による年次最新情報を提供することを要請される。

10. 事務局は、普遍的定期審査の実施における財政的および技術的援助のための自発的基金の申込み条件を改正することおよび基金の運用並びにそれが可能な資源について、第 18 会期から始まる、人権理事会に書面による年次最新情報を提供することを要請される。運営委員会は、国際連合の規則に従って国際連合事務総長によりまた衡平な地理的代表的代表を考慮しつつ設立されるものとする。

第 35 回会合

2011 年 6 月 17 日

[投票なしに採択]

添付文書 I

人権理事会普遍的定期審査（第二サイクル）

1	バーレーン	65	中央アフリカ共和国	129	マラウイ
2	エクアドル	66	モナコ	130	モンゴル
3	チュニジア	67	ベリーズ	131	パナマ
4	モロッコ	68	チャド	132	モルディブ
5	インドネシア	69	コンゴ	133	アンドラ
6	フィンランド	70	マルタ	134	ブルガリア
7	グレートブリテンおよび 北アイルランド連合王国	71	ニュージーランド	135	ホンジュラス
8	インド	72	アフタニスタン	136	アメリカ合衆国
9	ブラジル	73	チリ	137	マーシャル諸島
10	フィリピン	74	ベトナム	138	クロアチア
11	アルジェリア	75	ウルグアイ	139	ジャマイカ
12	ポーランド	76	イエメン	140	リビア・アラブ・ジャマーヒリア
13	オランダ	77	バヌアツ	141	ミクロネシア（連邦）
14	南アフリカ	78	旧ユーゴスラビア マケドニア共和国	142	レバノン
15	チェコ共和国	79	コモロ	143	モーリタニア
16	アルゼンチン	80	スロバキア	144	ナウル
17	ガボン	81	エリトリア	145	ルワンダ
18	ガーナ	82	キプロス	146	ネパール
19	ペルー	83	ドミニカ共和国	147	セント・ルシア
20	グアテマラ	84	カンボジア	148	オマーン
21	ベナン	85	ノルウェー	149	オーストリア
22	大韓民国	86	アルバニア	150	ミャンマー
23	スイス	87	コンゴ民主共和国	151	オーストラリア
24	パキスタン	88	コートジボワール	152	グルジア
25	ザンビア	89	ポルトガル	153	セント・キッツ・ネービス
26	日本	90	ブータン	154	サントメ・プリンシペ

27	ウクライナ	91	ドミニカ	155	ナミビア
28	スリランカ	92	朝鮮民主主義人民共和国	156	ニジェール
29	フランス	93	ブルネイ・ダルサラーム	157	モザンビーク
30	トンガ	94	コスタリカ	158	エストニア
31	ルーマニア	95	赤道ギニア	159	パラグアイ
32	マリ	96	エチオピア	160	ベルギー
33	ボツワナ	97	カタール	161	デンマーク
34	バハマ	98	ニカラグア	162	パラオ
35	ブルンジ	99	イタリア	163	ソマリア
36	ルクセンブルク	100	エルサルバドル	164	セイシェルズ
37	バルバドス	101	ガンビア	165	ソロモン諸島
38	モンテネグロ	102	ボリビア (多民族国)	166	ラトビア
39	アラブ首長国連邦	103	フィジー	167	シエラレオネ
40	イスラエル	104	サン・マリノ	168	シンガポール
41	リヒテンシュタイン	105	カザフスタン	169	スリナム
42	セルビア	106	アンゴラ	170	ギリシア
43	トルクメニスタン	107	イラン(イスラム共和国)	171	サモア
44	ブルキナファソ	108	マダガスカル	172	セント・ビンセントおよびグ レナディーン
45	カーボ・ベルデ	109	イラク	173	スーダン
46	コロンビア	110	スロベニア	174	ハンガリー
47	ウズベキスタン	111	エジプト	175	パプア・ニューギニア
48	ツバル	112	ボスニア・ヘルツェゴビナ	176	タジキスタン
49	ドイツ	113	キルギスタン	177	タンザニア連邦共和国
50	ジブチ	114	キリバス	178	アンティグア・バーブーダ
51	カナダ	115	ギニア	179	スワジランド
52	バングラデシュ	116	ラオス人民民主共和国	180	トリニダード・トバゴ
53	ロシア連邦	117	スペイン	181	タイ
54	アゼルバイジャン	118	レソト	182	アイルランド
55	カメルーン	119	ケニヤ	183	トーゴ

56	キューバ	120	アルメニア	184	シリア・アラブ共和国
57	サウジアラビア	121	ギニア・ビサウ	185	ベネズエラ(ボリバル共和国)
58	セネガル	122	スウェーデン	186	アイスランド
59	中国	123	グレナダ	187	ジンバブエ
60	ナイジェリア	124	トルコ	188	リトアニア
61	メキシコ	125	ガイアナ	189	ウガンダ
62	モーリシャス	126	クウェート	190	東ティモール
63	ヨルダン	127	ベラルーシ	191	モルドバ共和国
64	マレーシア	128	リベリア	192	ハイチ

添付文書Ⅱ

第二サイクル時の普遍的定期審査に関する作業部会の会期の暫定予定表

第1週

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	9 am - 12:30 pm	9 am - 12:30 pm	9 am - 12:30 pm	9 am - 12:30 pm	9 am - 12:30 pm
前	非審査国1 の審査	非審査国3 の審査	非審査国5 の審査	非審査国7 の審査	非審査国9 の審査
午後	2:30 pm - 6 pm	2:30 pm - 6 pm	12:30 非審査国1の 報告書の配布 2:30 pm 非審査国6 の審査 6 pm 非審査国2の 報告書の配布	12:30 非審査国3の 報告書の配布 2:30 pm 非審査国8 の審査 6 pm 非審査国4の 報告書の配布	3 pm - 6 pm
後	非審査国2 の審査	非審査国4 の審査	非審査国1から 9の報告書の 採択	非審査国1から 6の報告書の 採択	非審査国1から 6の報告書の 採択

第2週

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	9 am - 12:30 pm	10 am - 11:30 a.m	9 am - 12:30 pm	9 am - 12:30 pm	9 am - 12:30 pm
前	非審査国10 の審査	非審査国7から 9の報告書の 採択	非審査国13 の審査	非審査国10の 報告書の配布 1 pm 非審査国12の 報告書の配布	非審査国12から 14の報告書の 採択
午後	2:30 pm - 6 pm	2:30 pm - 6 pm	2:30 pm - 6 pm	2:30 pm - 6 pm	3 pm - 5:30 pm
後	非審査国11 の審査	非審査国12 の審査	非審査国14 の審査	非審査国11の 報告書の配布	非審査国10から 14の報告書の 採択